

令和7年第2回長与町議会定例会産業文教常任委員会会議録（第2日目）

本日の会議 令和7年6月10日
招集場所 長与町議会第2委員会室

出席委員

委員長	中村美穂	副委員長	堀真
委員	松林敏	委員	浦川圭一
委員	安部都	委員	山口憲一郎
委員	竹中悟		

欠席委員

なし

職務のため出席した者

議事課長 山口聡一郎

説明のため出席した者

教育次長 荒木 隆
(生涯学習課)

課長 中尾盛雄

係長 藤原庸祐

建設産業部長 山崎 禎三
(産業振興課)

課長 永石大祐
係長 前川哲郎

参事 畑中隆徳

所管事務調査

部活動の地域移行について

本町の農業と漁業の現状について

開会 9時32分

閉会 12時13分

○委員長（中村美穂委員）

定足数に達しておりますので、本日の産業文教常任委員会を開会いたします。

本日は所管事務調査として、部活動の地域移行についてを議題といたします。調査事項について説明を求めます。

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

それでは部活動の地域展開について、ご説明申し上げます。説明内容は、先ほど委員長が申し上げられたとおり通常の視察での説明方法と同様に、はじめにスポーツ庁と共同で作りましたYouTubeの視聴、その後、提出資料ですね。こちらのご説明の順で進めてまいりたいと思います。まずはスポーツ庁と共同で作った動画をご覧くださいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続けて、説明をお願いいたします。中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

続きまして、提出資料の説明に移りたいと思います。この資料は先ほども申しましたとおり視察時の説明資料として利用しておりますので、一部対外的な表現等も含まれております。ご了承くださいと思います。開いていただいて1、2ページです。こちらは長与町の簡単な説明となっております。2ページの地図には直径10キロ未満で、コンパクトな町であることを示しております。対外説明時には、3つの中学校間の移動距離が4キロ程度であることが今回の地域展開のポイントの一つとして、他市町村の皆さまにはお伝えをしております。3ページをお願いします。長与町の地域展開紹介動画になります。先ほどの動画と合わせてご視聴いただければ、よりご理解いただけるものと考えております。4ページをお願いします。地域スポーツ活動への歩みの一覧になります。令和2年度文科省から令和5年度以降、休日の部活動の段階的な地域移行を図るとともに、休日の部活動の指導を望まない教師が休日の部活動に従事しないこととする、との通知を受けまして、教育委員会として意思決定を行い卓球協会とスポーツクラブの融合という形で取り組みを始めております。令和3年度に卓球部からスタートし、令和4年度バスケットボール部、そして、令和5年度全ての運動部活動の休日活動において、地域移行を実施いたしました。それと同時にこの間、長与町地域部活動推進検討委員会において長与町運動部活動地域移行計画を策定し、その後、指導者説明会、学校説明会等を行っております。5ページをお願いします。地域スポーツ活動の実施に向けた体制になります。町教育委員会、学校、保護者、そして受け皿でありますNSCと呼ばせて

いただきます。長与スポーツクラブ、これですね。この4者がですね。それぞれの役割になります。町教育委員会は、この活動を推進することに努め、体制整備等さまざまな調整を行うこととなっております。学校は環境整備という役割で、主に生徒と保護者への対応に当たっていただいております。保護者は支えるという役割で会費負担や送迎等、スポーツ活動に直接的、間接的、共に関与いただいております。受け皿でありますNSCは、実施と責任という役割で指導を行い町教育委員会と共に、その活動に責任を持って管理していただいております。6ページをお願いします。地域スポーツ活動の実施に向けた取り組みになります。活動は、平日3日部活動を実施し、2日休養日を設けております。そして、休日に2日地域スポーツ活動を実施しており、生徒が競技に精通した指導者から効果的、効率的に指導が受けられるようにするとともに、地域に根づいた活動を行い、将来的には多世代のスポーツ活動ができる環境整備を目指しております。7ページをお願いします。地域スポーツ活動の概要になります。参加対象者は町内の中学校に通う生徒を対象としております。活動場所は原則として中学校施設になります。競技によっては参加人数が少ないため3校合同で実施をしております。活動場所への移動は各自で行っております。大会参加は原則として年間7回、月に1回程度を目安としております。指導者は原則として複数名配置をしております。参加費は、月会費が3,000円、スポーツ安全保険が年間で800円かかります。就学援助支援世帯には1,000円で参加できるよう配慮し、負担の軽減を図っております。8ページをお願いします。令和7年5月末時点での活動状況ですが、12種目に421人が参加しております。全校生徒の約40%、運動部活動参加者の約67%が地域スポーツ活動に参加しております。指導者は92人、この中に教員の兼職兼業14人、大学生12人が含まれております。9ページをお願いします。地域スポーツ活動の実施に向けた諸課題になります。大きく分けて4つの課題があります。受け皿の基盤強化、財源確保、人材確保、意識改革を挙げております。受け皿、財源、人材は、記載のとおりでございます。意識改革につきましては、大会中心の勝利至上主義からスポーツを楽しむ方向へ、また、学校での活動から地域での活動へ、そして、無料から有料へと意識改革を進めてまいりました。10ページをお願いします。NSC長与スポーツクラブについて記載をしております。平成21年度いつでもどこでも誰でもスポーツを楽しむことができるように、総合型スポーツクラブとして設立されております。これまでスポーツの普及や町民の健康維持に資する活動を実施してきました。基本的には大会には参加せずスポーツを親しむ取り組みを展開してきております。今回部活動の地域移行に当たりこれまでの活動に加えて、大会参加も含まれる地域スポーツ活動への委託の受け皿となっていただきました。11ページをお願いします。実施体制と取り組み、事務局体制、受け皿の基盤強化になります。それぞれの立場の関係性およびNSCの状況を記載しております。12ページをお願いします。同じく実施体制と取り組み、指導者（質向上）になります。取り組みとしましては、教育委員会では各種指導者研究会を実施、NSCでは、指導者資格の取得支援を

行っております。13ページをお願いします。同じく実施体制と取り組み、財源確保になります。取り組みとして公費や寄附金の活用、受益者負担金、困窮世帯への支援を行っております。14ページをお願いします。こちら企業版ふるさと納税に係る参考資料になります。後ほどご覧いただきたいと思います。15ページをお願いします。大会参加の大まかな方針になります。中体連ですね。中学校体育連盟、こちらが主催する大会は、基本的には学校で行い、それ以外の大会等は、地域スポーツ活動として行うことを基本としております。16ページをお願いします。今後の方向性、ロードマップになります。本年度であります令和7年度までが推進期間となっており、国の実証事業のこちらに組み込みながら、受け皿の基盤強化を図っていききたいと思います。令和8年度以降は、国の動向を注視しながら自立を目指していきたいと考えております。以上、資料の説明、簡単ですが終わりたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。動画も含めてこれから質疑を行いたいと思います。今お手元の資料でですね。ページ数のこのところで聞きたいというのがあればページ数をお伝えいただいて、特に全体を通してというか、ページということではなくて、それに関わらず質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

8ページのところの部活の表の兼業兼職の先生が14人ということですが、もともと働き方改革ということで土日移行ということで、先生方を土日のいわゆる部活動から切り離すということですが、14人先生がおるということは、結局、月火水木金土日ということで、ビデオの中でテニスの顧問だけでも本当はサッカーということで、もうサッカーで非常にもう生き生きとしてると、いいんですけども、基本的にそうされると本業の授業に支障があるから本来は働き方改革で土日はということですが、このあたりの整合性はいかがですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

土日の取り組みにつきましては、先生方々は、これは義務とか学校から命令されてるわけじゃなくて、本人の希望という形で今現在動いております。そのため趣味の一環じゃないですけど、先生たちとしてもいわゆるリフレッシュにもなる部分あるかと考えております。平日は、通常自分が学校から言われてる部活動、土日には、自分が好きなことができるという形で、私どもとしては、先生のためにも一定なってることだと理解しております。よろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

それでもしそれでリフレッシュということであればあれですが、これは多分報酬というか、手当発生することは、教員というのは、兼業ってというのは、できないはずでしょう。これはいくらもらったら確定申告とか、そんな感じになるわけですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

議員おっしゃられますとおり兼職兼業という形で2カ所以上からの給与を頂いておりますので確定申告は必要です。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

ということは教員は兼業していいわけですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

はい。兼職兼業の届けを出してそれが認められたことにより、初めてこの活動ができるということになります。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

大会に出ることができるということで、学校、中総体は当然、引率は教員がせないかとですね。この部活動に地域移行での大会が年に7回だったですかね。この場合は引率責任者は、教員じゃなくてもいいんですか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

それは先生ではなくてあくまでもスポーツ活動、つまりNSCの活動として動いてる状態になります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

ちょっとどのページというあれじゃなくて全体的な形ですが、平日は学校で指導を受けて土日がスポーツクラブ、指導方針といいましょうか。特に生徒一人一人、例えばスポーツによっては、ポジションとかありますよね。あと何ていうんでしょうね。スタイ

ル、プレーのスタイル、これが例えば平日教えてる先生と土日の指導員とで言うことが違ったりして、子どもが戸惑ったり何かそういうようなことを考えて、何かこう先生と指導者で、何らかのコミュニケーションをとったり、何らかそういうことはされてるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず生徒じゃなくて、指導者の考えの方からいきたいと思います。指導者間では、まず先生とNSCの指導者、この協議については、最低でも月1回以上の協議を持つという決まりを設けております。それで内容については、一定理解ができてると思います。そして、基本的には平日につきましては、先生たちは見守りという形で、土日の技術指導をNSCで行っているというのが基本スタイルになります。ただ、どうしてもその場合、兼職兼業で行ってる先生なんかは、平日も教えたりすることもあるかとは思っております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。5ページですが、保護者の役割の中で練習会場への送迎っていうのがありますけれども、これは部活動地域移行前からあったのかなと思うんですが、ちょっと念のために。そういった場合、事故がやっぱり心配されるんですけれども、そのあたりに対してはどういう何ですかね。事故が起きた場合の責任とか何らか、そのあたりはどうなってるんでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的には今までと変わらないと思っております。今までも中学校体育館とかまで送迎があつたものが場所が一定変わるという形で、そこまでは基本的には個人で責任を持って車の運転等をお願いしております。ただし、その後、地域、場所が変わった部分ですね。通常長与中だったのが、例えば長与中だったのが二中であつた場合、それでも二中での活動については、全て保険対象となっております。送迎の期間につきましては、基本的に今までどおり個人の責任でお願いしたいという形で考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

普段のというか、学校間とか、スポーツクラブまでとかの送迎は分かるんですが、例えば県外とか町外、遠方に行くときも保護者の方にそういうドライバーを頼まれるんで

しょうか。その場合やっぱり個人の責任ってなると、なかなか引き受ける方も大変かなと思うんですが、ここはどうなってるんでしょう。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的には土日につきましては、NSCの活動という形になりますので、NSCが責任を持って送迎を行って保険対象という形で行動をしております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

8ページで参加人数が421名ということで、全生徒の39.6%、これは地域移行前と後と比べてどうなのか。個人的にちょっと低いんじゃないかなと思ったんですけども、低くなってるんじゃないかと思うんですけど、その辺がどうなのかっていうところと、地域移行のまず平日が5日間のうち2日以上は休み、そうですね。平日3日以内の活動ということだと思ってるので、これがちゃんとなされてるのかどうか。まず何で2日休むようになったのかどうかを聞きたいのと、ちゃんと本当に2日休んでるのか、どうか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

なぜ5日間かという部分につきましては、このスポーツ活動以前からしっかり休養日をとろうというのが、基本的な部活動のスタンスでありました。そのため平日3日、その代わり土日をしっかりと濃く2日間取るという考えに至ったと聞いております。これ以前の人数というのは今手元にありませんで、もちろんその前の活動状況がどうだったかという、この今回39.6%ですけど、この数字というのはあくまでも地域部活動が土日の地域部活動が移行されたものだけになります。それ以前っていうのは、通常の部活動が平日も土日も普通に行われてましたので、部活動の全体数というのは、大幅な変化はあってるとは考えておりません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今まで学校でやってた部活動が地域移行によって、スポーツする生徒数が減ったっていう認識ではないということでもよろしいですかね。それと今ちょっと直接関係ないのかもしれないけど、熱中症対策みたいなのがすごい職場とかでも法律ができたりとかしてるんですけど、これやっぱりそういった地域移行のNSCの中でもやっぱりある程度基

準を超えたら活動は中止とか、そういうのも考えられるのかなと思うんですけど、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

藤原係長。

○係長（藤原庸祐君）

スポーツクラブにおきましても、指導者に対して熱中症対策などの検証を行って、マニュアルなども作って配布していますので、一応その対策もきちんとしております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

NSCで一応中総体とかにも参加してるのかなと思うんですけど、そのときに例えば勝ち上がって長崎県代表とかにもなっていけるものなのかどうか、その辺教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

当初は、クラブチームというものが、どういう扱いにするかというのが微妙な年もありました。ただ、今現在は、基本的にクラブチームがクラブチーム枠を持って、そのまま勝ち上がって最終的には県代表になることも可能です。ただ、種目によって微妙なニュアンスの違いがあるもので、出れるものと出れないもの、100%言えるかっていったら微妙な部分があります。中体連の中のそれぞれの球技、競技によって、ニュアンスと取り方が微妙に変わってくる部分があるもので、そこだけはちょっと全て100%なんでもオーケーかって言われたら、それはちょっと微妙な答えが返ってくる場合があります。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

練習日なんですけども、平日は学校でということで3日間以内、土日は、スポーツクラブ移行ということでありますけども、そのスポーツ移行の土日に関しては、やはりいろいろスポーツで大会の日もいろいろさまざまでありましようけども、これは休みということは、もうそのクラブ活動に任せた休養をなさるんですか。もう全然移行したなら練習、土日ずっと練習をするのか。たまには休むのか。月の中で1回は、絶対休まんばいかなのか。そういったのは分かりませんか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的にはN S Cで基本スタンスを持っております。月の第3日曜日ですね。これが家庭の日という部分は、基本スタンスを持って動いております。それ以外につきましては、土日、基本的に両方ともする。ただし、試合等の関係もありますので、それにつきましては振り替えたりとかすることもあります。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

それだけの部活の種類があるわけですね。それでそれぞれのところで、どういうふうな練習場所が振り分けられてるのか。そのところをちょっと教えていただけますか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的には中学校施設、今までどおりやってた所を基本的に考えております。どうしてもそれが使えないというときですね。初めてそこで別の場所を探すという状況です。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

なぜそれを聞くかと言いますと、ある所属している部活のお母さま方がですね。何か今ちょっと苦情が入ってですね。どうしても、ソフトボールってのは、軟式野球ということで理解してよろしいですか。そのソフトボールを使っているところが、違いますか、ごめんなさい、軟式野球ですね。すいません、軟式野球をしているところのお母さまが、サッカー部が実際ですね、長与町ふれあい広場とかも試合があるときに、サッカー部が優先して、ソフトボールが何か使えないんですよというところで、ちょっと何か私の方にも苦情が入ったんですね。そのあたりどういうふうになってるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

詳細な案件につきましては私どもも理解しておりませんが、基本的にはふれあい広場は有料で、個人的というか、団体として借りておりますので、その2つがかぶることは、通常はないかと思っております。どちらかの団体がもしかすると使いたいという形で行って、ちゃんとキープしてる所があったんじゃないかと推測しますが、通常は2つの競技がかぶるということは、ふれあい広場等ではあっておりません。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

なんか役場の方にもお母さまたちがお聞きしたら、先行予約というのが何かあるんですか。そこを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

暫時休憩します。

（暫時休憩）休憩を閉じて委員会を再開いたします。

安部委員。

○委員（安部都委員）

先ほどの質問は、取り消しをさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

全体として今後の課題はどんなところだと思っているのかという点と、あとちょっと財源の話ですね。今年度までがスポーツ庁から委託金をもらえるのかなと。来年度からは企業版ふるさと納税とか一応候補に挙がってると思うんですが、町内企業のふるさと納税でも控除があるんだったかどうか教えていただきたいのと、町内へのふるさと納税の周知みたいなのをどういったことをやられてるか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

まず全体課題ですね。これ先ほども申しましたとおり4つの課題が挙げております。これを今後もずっと残っていくのかなあと思っております。人材と財源と基盤強化で意識改革というのは、そう簡単には解決できるものとは考えておりません。この4つ。それと一番最後にちょこっと申しましたスポーツ活動自体の今後の在り方と平日の分につきましても、今後の課題は残ってる部分かなと思っております。ただ、これがしっかりと道筋がしっかりできてするというわけではありませんが、課題としては残っていると思っております。もう一つ、国からの委託金ですね。これは確かに7年度で今のところは終了となっております。ただし、今度8月ぐらいですかね。国がまた概算要望で上げております。こういった形で国の関与になるか分かりませんが、委託金もしくは補助、何らかの政策が出てくると推測はしております。ただし、なくなった場合には、また別の形で考えていかないと考えております。あと控除の話ですね。私もそこ詳しくない部分があるんですけど、ふるさと納税と町内、すいません、代わります。

○委員長（中村美穂委員）

荒木教育次長。

○教育次長（荒木隆君）

ふるさと納税の活用についてお答えいたします。まず、企業版ふるさと納税ですけど

も、これは制度として、町内に本社がある企業からの寄付は対象外というふうになります。あと個人ですけれども、町内在住の方が町内に寄附することはできますが、返礼品とかですね。そういったものの対象ではないということです。いずれの企業版ふるさと納税、個人の分にしても、経常的な収入はなかなか見込むことが難しいですので、例えば指導者の報酬に充てるとか、そういうのは難しいのかなと。ですので、経常的な経費というよりも臨時的な経費等に充てていくものではないかというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

一応確認なんですけれども、井上かまぼこから寄付を頂いた。その井上かまぼこは、300万円寄付してでも税金の控除みたいなのは、特別な企業版ふるさと納税としての優遇は受けてないってことですかね。

○委員長（中村美穂委員）

荒木次長。

○教育次長（荒木隆君）

先ほどの私の説明は、企業版ふるさと納税の説明、で、それ以外で寄付頂くこともできますし、その寄付に対する控除はございます。企業版ふるさと納税の制度がより優遇された控除があるというふうにご理解いただければと思います。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

すいません、ちょっとここからあれなんです、この地域部活動を視察を訪れたいという所が他県から依頼がありまして、それはどちらの方にご相談をさせてもらったらよろしいでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

私どもからは2つパターンがあると思っております。1つは、議会を通して議会の方で、議会事務局の方でやられてるパターン。もう1つはNSCに直接ですね、申し込みがあっております。そういった場合は、もう民間企業を含めた他市町村もしくは教育委員会等もそちらの方にやっておりますし、直接長与町の方の教育委員会の方にお話がある場合もあります。その場合には、こういった形で視察を受けますかという部分を議会を通していくのか。NSCを通していくのか、どちらがよろしいですかというお話をさせていただきます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

この地域移行については、以前からも個人的に一番心配してるのは、いわゆる行き過ぎた指導、体罰等ですね。どうしても教職員でさえ発生することがあるその事例が、そういう教職員免許もない一般のといひましようか、指導者の方だと、なおさらそのあたりが難しいのかなと思ったんですが、これについてはもう以前からすごく研修を定期的に行ったり徹底しているということは伺ってるんで、もうその点はいいんですが、実際のところとして、これまでに生徒もしくは保護者からちょっと指導者の指導の仕方が体罰に限らずですけれども、ちょっと改善してほしいとか、問題じゃないか、何らかそういう相談のようなものっていうのは、あってるんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

相談という形では、やはり私どものところにも入ってますし、NSCの方にも入っていると伺いをしております。ただし、その内容につきまして、詳細を知ってる分といやもう単純に1人が言ってるだけだよ、という部分もあろうかと思ひます。詳細につきましては、今ここでは明言は避けたいと思ひます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

分かりました。詳細はいいんですけれども、実際にちょっとそうですね。そういうふうに相談に対して、どういう流れで対処するかだけ、ちょっとそれだけすいません。

○委員長（中村美穂委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

その件につきましては、基本的にまず土日の活動ならばNSC、平日であれば学校という形で対応をしてもらっております。その場合NSCから町の方にも一定お話を、話し合いに加わっていただけないかという案件もありました。ですので、パターンとしては、NSCだけ、もしくは学校、で、2者もしくは3者で話し合いをしてという形のパターンもあろうかと思ひます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑をしたいので副委員長と交代します。

○委員（八木亮三委員）

質疑はありませんか。

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

先ほどの財源の問題で国が8月、今後について令和7年度までということですので、委託金が今後あるのかないのかというのは、まだ分からない状況だと思うんですが、それがあればあったでいいことかと思うんですけど、自分で自営していくというんですかね。会費だったり、企業版ふるさと納税とか、寄付とかっていうのは、安定的なものではないけど、頂くのはありがたいという状況にあると思います。で、もういよいよ来年は今の状況だと、確定はしておりませんよね。そうした場合、国がもしなくなった場合、長与町も今いくらかは、国の金額とは全く違いますけど、長与町自体が財源も出している状況ですが、もし国が委託金を出さなかった場合、同じようにもう長与町の自主財源で出さなければならぬのか。自営でやっていけるような状況が見込めるのか。そこをお聞かせください。

○委員（八木亮三委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

基本的には、来年度以降につきましては、国の意向としましては、国、県、町、三者が一体になってこの活動を支えていこうという国からの正式な見解が出ております。これを持ちまして財源措置というのが組まれると思いますので、一定何らかあるとは考えております。そのため全くなくなる場合の話は検討を進めているわけではありませんが、一定やはりその今のままだと確かに財源不足というのは生じるかもしれません。その場合に町の一財を使うのか。あとは基本的にはまずこれは受益者負担という形もとりたいと思いますので、受益者負担金を上げることになるのか。その検討につきましては今後進めていく、もし国の財源がないとなった場合ですね。そういった話は進めていくことが必要かと思いますが、今のところは国の財源というのは、なくなるとは私どもは考えておりません。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

国の財源がなくならない方がいいと私も思っているんですけども、長与町は先進地ということで、よそよりも先んじて移行しているわけで、いろんな所が視察にも来られてると思います。ただ、国は全国的にできるだけ進めていきたいという意向があれば、それぞれいろんな市町に委託金というか、そういう補助金ですかね。そういう形で財源を分けなければならないので、それもあるのかなと思って、ちょっと質問をしました。あとその受益者負担というところで今、月会費が3,000円、もちろん就学援助世帯についての支援はあっているということは分かるんですけど、私としてはやっぱり3,000

円以上になると、なかなかお子さんが1人じゃなかったり、支援世帯ではなくてもなかなか難しいところもあるんじゃないかなと思うので、あまりその金額を上げるというのが望ましくないのではないかなと思って質問をしております。ちょっと別の質問なんですけども、以前ちょっとお尋ねしたときに、文化部については、これもうスポーツということで今日しておりますけども、休日の部活動で文化部は受け皿がないので今のところはなかなか難しく、平日で学校の方で部活動をされてるというふうにお聞きしましたが、やはり今の現状でも今後近い将来というか、文化部もまあちょっとなかなか休日の部活動の移行は難しい状況にあるのか、教えてください。

○委員（八木亮三委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

この文化部につきましては、私どもの口からする、しないというのは、なかなか言いづらいものがあります。学校の考え方とかその辺も出てくるかと思います。今のところやはり確かに受け皿ができておりませんので、休日の活動はできてない状況と思っております。ここの辺につきましては、やはり今回のスポーツ活動も学校の方で一定形を作り上げて、それから生涯学習課の方に移行してきた経緯もあります。今後はやはり教育委員会として、学校教育の現場、こちらの方でこういった形でやっていくかという部分を含めて、私どもの方にお話が来るのか、それとも学校教育の現場の方でこの文化部の活動を一定方向性をですね。これ以上の方向性、これを見いだしていくのかというのを見守るじゃないですけど、一緒に協議を進めていきたいと思っております。

○委員（八木亮三委員）

荒木次長。

○教育次長（荒木隆君）

課長の答弁に補足ですけれども、今までの検討の状況としてお話ししたいと思いますけども、文化部は、美術と吹奏楽ですかね。2つあるそうです。以前どういうふうに進めていくかというふうなお話を伺ったところ、美術は、土日の活動は必要ないということだったそうです。ですので受け皿の問題もあるかもしれませんが、今のところ地域に展開することはないということ。吹奏楽については、土日に展開したいという希望があったそうです。平日は個人でレッスン、練習をして、土日に集まって合奏をします。その合奏の時間ということだったそうなんですけど、ただ、指導者が代わると先ほど八木委員からもあったとおり曲想が変わってしまうと子どもたちが戸惑うということがありましたので、なかなか地域展開として別の指導者にお願いするのは難しいなということで今断念をしているということで、ではその合奏の時間はどうしているのかというと、平日にその分を確保して活動をされているという状況だそうです。

○委員（八木亮三委員）

中村委員。

○委員長（中村美穂委員）

詳しく説明していただいて、ありがとうございます。なかなか文化部はそういうところもあるのかなと、私も文化部というか、音楽の先生からなかなか地域移行は難しいのかなというような声は深くは聞いておりませんが、やっぱりその学校、学校でやっているとところもあるので、難しいかなという意見はありました。最後に指導者の育成、それから確保っていうのは、なかなか難しいかなと思うんですが、以前、お尋ねしたのが休日今部活動地域移行ということで、今後は平日もというようなお答えを頂いたんですけども、平日となるとやはり学校の先生で希望されて指導されてる先生だったとしても、自分の自校ではなくて違う競技とか、または今休日だからこそ指導者として携わっていただけるけども、本業のお仕事が子どもたちの部活の時間、要するにリタイアされてお時間が融通が利く方であればいいのかもしれないんですが、現役の方でも指導者として登録をいただいている方がいらっしゃると思うんですね。その辺でなかなか平日も難しいんじゃないかと思ってるんで、そこについて最後にお聞かせいただければと思います。

○委員（八木亮三委員）

中尾課長。

○生涯学習課長（中尾盛雄君）

今委員おっしゃられますとおり、なかなか平日の指導というのは難しいという、今のところですね。見解が出ております。ただし、平日を指導ではなくて見守るという形もできるかと思えます。今の状況といたしましては、できることなら平日の活動は先生が見守ることではなく地域で見守るような形で、指導ではなくて見守りですね。子どもたちが頑張っているのを安全を配慮するっていうだけの形でやっていければ理想ではないかなと。これはもうあくまでも理想論になりますけど、そういった形での今後展開、それにももちろん先生たちの指導ができる、指導ができる先生がいればもちろんいいかなと思っておりますけど、あくまでも土日の指導、平日の見守りという形でやっていければと考えております。

○委員（八木亮三委員）

委員長を交代します。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

部活動の地域移行についての所管事務調査を終了いたします。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

10時45分まで休憩いたします。

（休憩 10時32分～10時44分）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

続きまして、所管事務調査の本町の農業と漁業の現状についての件を議題といたします。調査事項についての説明を求めます。

産業振興課永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

それでは本町の農業と漁業の現状について説明をさせていただきます。お配りしてる資料につきまして、まずご説明したいと思います。まず一つが本町の農業、漁業の現状についてということで、表形式で数値を並べているものが一つ、その次に長崎県の就農支援制度ということで、新規就農の方の就農過程と支援制度を県と一緒にやってますので、その資料が一つ、最後に農業および水産業関係の補助金というのを補助金の交付要綱より抜粋をしたものが一つ、お配りをしております。それでは本町の農業、漁業の現状についてということで説明をさせていただきます。まず、本町の農業の経営体数、農家数についてでございますけども、農林業センサスの資料より持ってきておりますが、総農家数が平成22年の479戸から令和2年度は409戸、農林業センサスが5年に一度あるんですけども、実際、昨年度センサスあってるんですが、6年度の結果というのがまだ出てませんので、2年度が今のところ最新ということで記載をしております。その中で農家数の中で販売農家数、自給的農家数、こちら両方とも減少しているんですけども、販売農家数の減少に伴って規模が皆さん縮小されていくと。その中で自給的農家数が増えていっていると、それは高齢化等の影響が大きいのではないかとというふうに考えております。続きまして、その下、経営耕地面積、これは販売農家の経営耕地面積という資料になります。総土地面積というのは、町の面積でございます。経営耕地面積、これにつきましても平成22年の505ヘクタールから令和2年、385ヘクタールへ減少をしております。田んぼ、畑、樹園地、それぞれ内訳を記載をしているところですけども、田んぼにつきましては、若干減少と、畑についてはもう若干増えていると、樹園地については大きく減少しているというところで、田んぼにつきましては、減った分が畑へ転作されてるとかということが考えられるのかなと。樹園地につきましても果樹栽培等をやめて畑化している部分も一部あるのではないかと考えられます。樹園地につきましては、山手側ですね。やっぱり耕作しにくいところというのが山に返っているというような状況で、樹園地面積というのが大きく減っているというふうに考えております。その下に耕作放棄地面積ということで、これ販売農家が耕作している所で、放棄地を持っているところということの統計資料になりますが、これちょっとセンサス上ありますので参考で載せていますが、実際ちょっと農業委員会等でお調べしている資料をまた後で説明をさせていただきたいと思います。続きまして、農業産出額についてです。こちらは農林水産省の統計資料から持ってきてるんですけど、ちょっとセンサスに合わせて27戸、令和2を抜粋しております。平成27以前がちょっと数値が見つけきれま

せんでしたので、最新版として令和5年度がありましたので、令和5年度を追加して記載をしておるところです。産出額全体としましては、27年度が26億3,000万円、令和5年度が18億8,000万円です。令和2年度のセンサスで経営体数がございましたので、参考に載せておるところです。大きく数字が動いてるというのが、中段にあります花きのところなんですけど、平成27年度は6億4,000万円ですね。2年度、5年度が1桁台ということで、ちょっとここの数字が大きいのかなということで、あと野菜、果実については、若干減っているというところがございます。果実については、樹園地面積の減少に比較すると、大きく減っていないような状況が見受けられるところがございます。農業の大まかな概略としては、このような状況ということで、続きまして漁業の方の経営体数、就業者数をご説明いたします。漁業の経営体数がこれは漁業センサスの数値になりますけれども、平成20年32経営体で就業者数が46名、令和5年度、こちらが経営体数が26、就業者数が33と、こちらもやっぱり減少傾向にあると。漁協の正組合員数は、平成25年度は29名、令和5年度が21名の正組合員数も減っているという状況でございます。その下が漁獲高と漁獲額の資料になります。すいません、この表記を誤っておりますが、トン表示のところが実際の漁獲高ですね。1,000円単位のところが漁獲額になります。こちらが25年度頃がピークで16.2トンの漁獲高があったところが、令和5年度が約半分8.1トン。今ちょっと記載はしてませんが、令和6年度については令和5年度の半分ほどの漁獲高ということで情報があります。漁獲額につきましても25年度が1,435万円あったところが、令和5年度720万円と魚の取れ高も減ってきてるという状況となっております。あと詳細な説明としまして、新規就農の取り組みについてと耕作放棄地、昨年度の大村湾の不漁の件については、担当者の方から説明をさせていただきたいと思います。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

新規就農育成の取り組みとして、長崎県の就農支援制度をご説明いたします。まず1つ目、就農相談からスタートいたしまして、農業技術、農地資金等の農業全般にわたる相談を長崎県新規就農相談センターおよび各地域の就農センターが対応をいたします。その際に青年等就農計画を作成をいたします。次に2番目研修制度としまして、農業技術の取得の研修を行います。これが最長2カ年の研修でございまして、まず2カ月間の座学を行いまして、そのあと10カ月から1年10カ月の優良農家での研修を行っております。その際に県の就農準備資金として、対象者49歳以下の方に対して交付額12万5,000円、年の150万円の最長2年間を交付する制度がございます。次に3番の就農先農地調査として就農準備につきまして、就農先については、長崎県新規就農支援センター、農地については市町の農業委員会が窓口となって相談に応じます。4番目に、就農の中で機械施設の導入につきまして、補助制度としまして1つ目、強い農業づくり

総合支援交付金として、産地基幹施設等支援タイプとして、補助率2分の1以内の国庫補助事業がございます。2つ目としましてながさき農林業・農山村構造改善加速化事業としまして、長崎県補助事業としまして、①の認定新規就農者応援型というのがございます。補助率が2分の1以内、対象者が認定新規就農者ほかを対象者となっております。2つ目の移住・定住促進応援型としましては、補助率が8分の1以内となりまして、対象者が農業協同組合、市町が出資する団体となっております。支援対象としまして、国庫事業の対象となる園芸ハウスとなっております。経営発展支援事業としまして国庫補助事業を活用して、内容としまして、就農後の経営発展のために機械・施設などの導入を支援する制度がございます。対象者として49歳以下、支援額としましては、上限が500万円となっております。これはこの後に出てくる経営開始資金をご利用しない場合は、対象額が1,000万円という上限になって、失礼いたしました。経営開始資金を使う場合は、国の上限が250万円となっております。補助率が国2分の1、県4分の1、ご本人が4分の1となっております。5つ目に経営初期としまして、新規就農者に対して経営開始資金という補助制度がございます。内容としまして、農業者となることを目指してます、新たに経営を開始する人に資金を交付する制度でございます。対象者は49歳以下の認定新規就農者でございます。交付額としまして12万5,000円、月12万5,000円の年の150万円の最長3年間の補助制度でございます。6つ目の経営確立につきては、認定農業者制度としまして、市町長が農業改善計画を認定いたします。これは各関係機関により具体的な営農計画の作成をサポートいたします。対象者として、年間労働時間が2,000時間、年間の農業所得は400万円となっております。その他に事業紹介といたしまして、JAの長崎せいひトレーニングファームというのがございます。この制度は、離農、規模縮小する農家からJAが樹園地を借り受け管理を行い、就農希望者の研修園、トレーニングファームとして活用いたします。これは研修が1年から2年行う中での座学のための研修を行う際の樹園地の研修園となっております。トレーニングファームで研修を受けた新規就農者が就農する際には、樹園地をそのまま継承して経営を開始することができる制度となっております。以上、新規就農者育成の取り組みとしての説明でございます。

○委員長（中村美穂委員）

前川係長。

○係長（前川哲郎君）

続きまして、耕作放棄地に係る事業につきまして、ご説明をいたします。お手元に補助のメニューの表があるかと思いますが、そちらの一番最後ですね。一番下に30-2というところに、耕作放棄地再生事業補助金というのがあるかと思いますが、当町では、こちらの補助金ですね。農業委員会が毎年行っております農地利用状況調査におきまして、遊休農地判定、いわゆるA分類、B分類という判定をされた農地を再生する場合におきまして、A分類は10アール当たり3万円、B分類だったら10アール当たり4万

円、さらに農地中間管理機構を通じまして、貸借をした農地である場合には、10アール当たり1万円を加算するという補助事業を行っております。こちらにつきましては自己農地も対象になりまして、条件としては10アール以上で上限が1ヘクタールまで、また、再生後5年間耕作をするということを条件としております。実績としまして、この補助金は令和3年度から開始をしておりまして、令和3年度は3件で57アール、補助金の金額としまして18万7,000円、令和4年度は1件の10アールで3万9,000円、令和5年度1件、23アール9万2,000円の補助の実績がございます。続きまして、ナマコの本年の不良に係る事情の内容につきまして説明をいたします。令和6年度ですね。令和6年12月頃からのナマコの漁期におきまして、長与港地先でナマコの漁を開始したんですけれども、漁期内におきましてほぼ漁獲がなかったということを聞いております。また、長与以外でも大村湾の南岸地域におきましては、ナマコはほとんど取れていないということで、大村湾漁協と沿岸市町、対策を協議いたしまして、大村湾漁協が令和7年3月にたちばな漁協からナマコを赤ナマコとかですね。青ナマコとちょっと種類が違うんですけど、ナマコを親ナマコを採取したものを買って、大村湾の中に放流をするという事業を行っております。長与の地先では、実際には600キロのナマコを放流しまして、町としましてはそのうち500キロ分を負担金として費用を負担しております。その放流した親ナマコについても2年間はもうそこで取らないと、禁漁とするということで、そこで育成をして定着するというようにですね。ちょっと対策をするということで聞いております。事業については以上になります。

○委員長（中村美穂委員）

ただ今説明が終わりました。これから質疑を行います。質疑はありませんか。それではまず農業の方から質疑を受けたいと思います。資料の場所、ページがあればその資料を言っていただいて、特に資料を指すものでない場合での質疑も受けますので、その際、お知らせください。質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

新規就農者、すいません。認定新規の就農者っていうのが認定ってことだと思うんですけど、これどうやったらこれになれるのかっていうと、そういった人が農業を始める場合に使用する農地っていうのは、借用なのか、その辺をちょっとどうなってるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

まず、この資料の新規、ステップ1の就農相談のところで、まず新しく営農を行いたい方がご相談に来られます。この際に県および町、あとは農協の関係機関と一緒に協議をしながら、その認定新規就農者に向けては、青年等就農計画というのを作成いたしま

す。この内容というのは、概要としまして、5年先を見据えて目標300万円の収入を得るための就農計画を作りまして、これを正式に作って、これを今の関係団体と審査会を行いまして、それで目標に対して大丈夫だよってということでの審査を受けて認定書を発行して、それで新規就農、認定新規就農者という認定ということになります。また農地につきましては、今現在進められてる方については、土地を借りたり、あと中間管理機構を使ったりしながら、土地を求められている新規就農者の方が多数でございます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

まず耕す土地がないと駄目なわけで、例えば今現在高齢者で後継者もいなくて、これから耕作放棄地になるのかなみたいな、そういうなんていう危ないっていうか、そういう可能性がある土地っていうのを把握されてるのかどうかですね。その辺を教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

今現在、農家からこの土地を提供、お貸ししていいよというふうな土地の提供は随時行っておりまして、ただ喫緊でもうすぐ営農ができるような畑をもう使わないからってところのタイミングというのは、そのときお貸ししていいよって土地のときのタイミングがなかなか合わないところがございます、そのタイミングを今後担当課としては、広く情報収集をしていきたいとは思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

安部委員。

○委員（安部都委員）

今のところで同僚委員もおっしゃいましたけれども、以前質問したときに耕作放棄地の方でかなり長与町の場合は急傾斜の耕作放棄地が多いので、後継者ももちろんいないというところで、日当たりも悪いところで、そのあたり就農、農業をするには不適切な所が非常に多いというところも聞いたんですが、そのあたりこの耕作放棄地再生事業で、果たしてこのそのあとの後継者がいるのかどうなのか。そのあたりは見つかるのか、ちょっと将来的に見て、そのあたりいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

先ほどの資料でもやっぱり樹園地が減少しているのが、山手側の耕作しにくい土地と。やはりミカン栽培が盛んであったときには、やっぱり園地を広げようということで、ど

んどん山手側までミカンの園地が広がっていったところではあるんですけども、やはり耕作ができないとか、高齢化で体力的な面で耕作しにくいとかいうことであれば、やはりその部分ができないとなれば縮小してくるというのが現状ですので、やはりもう今現状、山に返っているような所を再生しようというところではなくて、やはりこの園地として活用できる所を残していこうというところで、耕作放棄地対策というのはしていくべきかなというふうに考えております。

○委員長（中村美穂委員）

安部委員。

○委員（安部都委員）

最適化して、そのできる所を今後図っていくというところでしょうが。しかし、やっぱりそこ荒地になってしまうというか、そういった所の放牧っていうのか、何ていうのかな、手付かずの所があると思うんですよね。そういったところでやはり環境破壊、やっぱりここに自然環境の保全を図るって書いてますが、そのあたりやはりもう農業者の方たちも手付かずでできない。というところで、町としてはそこのところは野放しにされされるというのはおかしいんですが、環境が整備されるのか。そのあたりはいかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

環境面でもやっぱり山手側については、もともと山だった所を園地化していったので、できなくなれば山に返っていくというのが一つ。やはり耕作面的に樹園地だったり畑だったりしてる中で、やはり耕作放棄地があるということであればやはりその周辺農業、イノシシのすみかになったりとか、周辺農業にも影響がありますので、そういう所については、できるだけ農地化を戻すと、どなたかできないかとか、補助事業の活用ができないかとかいうのを検討していくべきだとは考えております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

最初の同僚委員の質問の中で新規就農の方が農地は借りるということでしたけど、これケースバイケースかもしれないんですけど、期間とか、あと借りるとき、当然ただではないと思うんですが、そういう金額とか、そういうのは何か一定の決まりといいましようか、何かがあるのか。特に心配されるのは長与町の話じゃないんですけど、たまに聞くのは、新規就農の方が、しっかり耕して何か収穫とかできるようになってから返せって言われたとかですよ。そういうトラブルといいましようか。もう何かニュース報道で見たことがあるんですが。何かそういうことにならないような対策っていうのがなさ

れてるのか、ちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今、農地の貸し借りについては、農業委員会で直接行うものと、中間管理機構という組織を通じて貸主、借主で契約を行うものと2種類ございます。中間管理機構を通じてやる契約については、最低期間が5年間という一応契約期間と金額についても極端に高いとかですね、そういうことにはならないと。今までと違うところが、今まで物納の制度があったんですけども、その中間管理機構を通さない場合はですね、それがなくなって一定金銭でのやりとりという契約方法に変わっているところです。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今おっしゃった5年間っていうのは何ですかね。例えば5年借りたら5年たったから返してくださいって言われたりすることがあり得るのか、それとも5年は保障されるっていう意味なのか、ちょっとその5年っていう期限があつてそれ以降も続ける場合にどうすればいいのかっていうのは、お答えいただけますかね。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

最低の契約期間が5年間ということですね。それに5年たったときには、更新をするのか返すのかっていう判断には当然なろうかと思います。やっぱり借主か貸主の年齢等もありますので、そのあたりで実際どれくらいの期間が貸せるかとか、更新するときにはもう返してほしいとかですね、そのあたりは一定最初の契約時だったり、更新時には話があつてということは想定をしております。突然、もう来年契約更新だから今まで継続で来てたのを返してよとかいうことには、通常農地で営農をしていく土地ですので、ないのかなというふうには考えております。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

今のところは分かりました。資料の1枚目の本町の農業、漁業の現状についてという表の方からなんですが。2段目の経営耕地面積っていうのが、平成22年から令和2年でこれぐらい減ったとかっていうのがありますが、それを見ると平成22年から令和2年だと120ヘクタール減っていて、その下の耕作放棄地面積というのを見ると、これ22年から27年ですけど、10ヘクタール増えてる。営農地が減ったからその分が耕作放棄地になるということじゃないということですよ。この営農地が、例えば5年間

で50ヘクタール減ってるのに耕作放棄地は10しか増えてないってのは、営農はやめたけども耕作放棄地にはなってないっていう、この土地があるということだと思うんですが、そこはどういうことになるんですか。何か用地を変更したり、どういう扱いなのかちょっと伺います。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

ここに記載しております耕作放棄地面積というのが、販売農家、農業センサスの調査上で、販売農家の方からの情報を取っている資料なんですけども、販売農家の方で耕作してる土地が何ヘクタール、耕作してない土地が何ヘクタールっていうような調査をかけてるものでございますので、ちょっと一概にこの上の耕地面積と放棄地っていうのが、ちょっと合わないというのがちょっと現状でございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっとあまりよく制度を存じあげないので伺いたいんですが、経営耕作をやめたこの、これでいうと2つ目の表の5年間で50ぐらい減って、ここは何ていうんですかね。もうその休耕地というか、ただ単にやめてそのまま農地、農地というか、畑のまま、田んぼのままという状態の土地がこれぐらいになるということ何でしょうか。いわゆる用地変更とかされたものではなくて、状態はほぼそのままなんですか。ケースバイケースかもしれないんですけど、お願いします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

耕地面積自体は減っているということで、農地を転用が一部あるかと思うんですけども、そんなに大きな面積ではないと、転用の他のものについては実際は農地のままの状態で耕作放棄地として残ってるというような扱いになってます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

農業に関して漁業もですね、全く知識がございませんので基本的なことをまず聞きますが、新規就農の就農相談ということで、年にそのご相談件数というのは何件ぐらいあるんですか。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

新規就農者等に限らず、通常その、営農したいという相談者は年に5、6件。すいません、数を私が手元に過去の実績をちょっと持ってないんですけど、年に5、6件は相談は来ている状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

若い知ってる方が新規就農で相談に来て結局いろいろと相談した中、結局その先が進まないということを聞いてですね、何が原因かなということで。例えばご相談した中で、うまくいった、ああそうですかってなるのと、やっぱりだめですねと、どっかよその琴海辺りの畑でやりませんかというような話になったということですけども、要するにうまく進まない原因ってのは、今までの中で何かそういうケース、具体的にあったら教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

詳細までは、個人の分なのでお伝えできないかもしれませんが、最終的に営農される方の販売ルートとか、そういうのがなかなかこう固まってないところが最終的にあったものですから、計画自体がなかなかそれを基に計画がまとまらなかったっていうのが、主な理由のところは1件ございました。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

その就農計画を出してくださいということで、先ほど300万円ですかね。というふうな300万円というのは、例えば若い人が今からやりたいというときに、なんて言うんですかね、やってみないと分からないということがあったときに、ただでさえの農業、漁業、若い人が少ないところで、そのハードルとしてその300万円というのが本当にどうなのかなと素人ながら思うんですけども、新規就農で若い人をやっぱり長与町で育てるところでは、ハードルを低くするべきじゃないかなという素人ながら思うんですが、この300万円という根拠は何でしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

県の補助制度に準じた形での5年後の目標数値になるものですから、一律そういう形での計画になってる状況でございます。

○委員長（中村美穂委員）

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

これも聞いた話ですが、確かじゃございませんが、自治体ごとでこういうふうな条件というのが全部同じなのか、どっかよその福岡とか熊本だったらできますよとかというふうなことをちらっと聞いたことあるんですけども、その辺が私も新規就農、若い人を長与町で育てるということであれば、どんどんそういう点での下支えというかですね、そういうことが長与町独自でできれば、もっと若い人が就農に目を向けるのかなというふうなことがあります、その辺の検討はされたことはないでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

委員がおっしゃられました県外の情報については、申し訳ありません。情報まではつかんでない状況でございます。今おっしゃるように今後、若い方の新規就農者については、おっしゃるように町としても何らかバックアップができる部分がないかということは、常にこの新規就農を計画する際には、協議の中で他の関係機関の方もそういうことでおっしゃっておりますので、長与町としても何かできる部分がございましたらやっていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

今後こういう新規就農者みたいな農業従事者以外の方が手を挙げないと、長与町はこれからどんぐらい耕作放棄地が出てくるのかとか、その辺を何ていうかな、今後やっぱりある程度新規就農者を手を挙げてもらわないと、今後、耕作放棄地が大分増えるとか、そういう形になるのかどうか。ちょっと状況を教えてもらっていいですか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

昨年、地域計画を策定する上で、座談会等を開催して各地区でお話を聞きながら目標地図というのを作ったんですけども。その中で聞き取りでアンケートをさせてもらった中で、やっぱり後継者がいる土地なのか、いない土地なのかっていうところを聞いたところで、その地図に落とし込んでどなたか次にやる方がいないかとか、そういう話をさせてもらったんですけど、その中でもやはり後継者がいない土地っていうのが、かなり残そうという土地の中でもあったのかなというところで、やはり後継者を農家の子どもであったりとかがいらない場合ですね。そういったところについては今後、今、農家の方も80歳以上の方とか多くなっていますので、一定ですね、そういう土地が今後、出て

くるというのは実情としてあるというふうに捉えております。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

最初に聞いときゃよかったんですけど認定新規就農者として、この経営開始資金12.5万円頂いている方っていうのは、これまで何人ぐらいいらっしゃるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

畑中参事。

○参事（畑中隆徳君）

今過去、今現在で4名いらっしゃいます。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

相談件数がやっぱり年間4、5件あるのに対して、実際にこういった補助金を頂いているのが、これまでに4人ぐらしかいないというのは、やっぱり結構厳しいのかなと思うんですね。ぜひとも新規就農者がやっぱり手を挙げて、農業で儲かっていくようなことをもうちょっと考えていってあげないと、なかなかいない。農業なり手不足になるんじゃないのかなと思うんですけども、これ以上の町としての何かサポートみたいなのを考えられないのかを教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

やっぱり認定、新規就農については、やはり今度、営農した後のやっぱり何を作るかによって、その先の販路等の問題もあったり、出荷先とか一緒に作っていく仲間とかですね、そういうのもあってやっぱり一定JAの部会があるところで、それぞれの産地のものを作っていくっていうのが、一般的な大きな流れかなと。その中でも自分はこれをしたよとかいう思いがある方については、自分が作りたい農作物っていうのをされてる方と、ちょっと二極化しているのかなと捉えています。やっぱり今長与町では、JAの方ではミカン部会がありまして、その中でトレーニングファームの取り組みを紹介をさせていただいてますが、これが昨年度からJAが規約等を改正されて、JAも農業が一応できるっていうことで、その中で研修をしていこうっていうのを昨年度からちょっと始めているところです。これで県の方も一緒になってやってますので、ちょっとこういう取り組みの中で連携して何かどう呼び込むとか、県外からとか、町外から来た方への支援等を検討していきたいというふうに考えています。具体的なちょっと何っていうのは、今まだないですけど。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

今の農業というのはやっぱりきついし、そして収入が上がらないし、そして、その天候によっては結局もう作物ができないとか、もう非常にマイナス面ばかりなんですね。だから何らかの形、例えば畑総事業というのありましたね。圃場整備をして、要は結局、中山間地あたりもある程度フラットにして農業がやりやすいような形を、これは国がね、国というか行政が旗を振って、畑総事業というのを今までやってきた経緯があるんですよ。今この長与町としては、そういう部分はもうほとんどそういう申請なんかもしないし、考えてないということですかね。この辺についての考え方をちょっとお尋ねしたい。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

今ですね、基盤整備事業、畑総事業というのが、畑総事業が長与の木場と岡の方で2地区しております。基盤整備事業を岡の方で、今進めているところでございます。町の方の思いもあるかとは思いますが、地元の農業者の方々ですね、どういうふうに自分たちの農地をしていきたいかということも大きいところですので、そのあたり両方の思いが合うところであれば、町の方も事業を進めていくようなことで、ご相談等をさせていただきたいと考えております。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

やはり受け身の体制ではなく、やっぱり行政側がそういう形を作っていかないと、やっぱりどうしても農業者というのは、もちろん高齢者であるし、先ほど言ったようになかなか利益につながらない。もうきついし、それこそ利益につながらないもんですから誰もやらないんです。だからそういう地盤をやっぱり行政の方で作っていくということが、今さっき今の課長の話では、相手があればそれを一緒にやってやりますよじゃなくて、行政の方が先んじて土台を作ってやっていくということをやらないと、今後どんどんやっぱり高齢化があって、そしてもう減っていく。この今の資料見てももうめちゃくちゃ減っている。ほとんど長与町の場合、中山間地ですからね。これをやっぱり開発していかなくちゃいけない。これを続けるためにはね、中山間地がそのままだったら誰もやらない。だからやっぱり行政が指導力を持って農協と話をし、この地区を土地をまとめて圃場整備をすると、そうすると国のお金が補助金が出てくるわけですから、それについてやっぱり努力をしていくべきです。そうしないとこのままじゃだめですよ。その辺の考えについて部長、ちょっとその辺についてのお話をちょっと考え方をお願いし

ます。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

大変ありがたいご指摘ございまして、そのおっしゃるとおりですね、農家に対しての体制づくりとかというふうな部分につきまして、もう今までもやってきたところではあるんですが、今後確かに議員おっしゃるとおり、このままでは農業は衰退してしまうというふうな部分も一定肌で感じてるところでもございますので、今後につきましては、そういった部分も踏まえながら研究していきたいというふうに考えてます。ありがとうございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

それとやはり今私もミカンが長与の最高の結局産物だと思ってるんですよ。昔はね。やっぱり青森の弘前まで商売をしたという実績もあるしね。大田市場辺り行っても長与のミカンは重用ミカンといってもすごい有名なんですよ、いまだにね。しかし、今度、味からするとね、少し今よそが和歌山とかそういう所が三重とかいろんな所が美味しいミカンを作ってきて、非常に少し劣勢に立ってるんですね。だからこの勉強会というのをやはり行政が指導力を持って、やはりもちろん農協があるんですけど、ちょっと農協が私もちょっといかなんかと思うんだけどね。交流の場をもっとたくさん僕は取るべきだと思う。向こうからの話し合いじゃなくて、こっちからいろんなことを結局もう話を持って行って、お互いに結局困ってることを話し合って、そして、ミカン部会というのもあるけど、その味に対しては県外のおいしいものをやっぱり取り入れながら、やっぱりやっていかないと売れないわけだから。だからそれについての研究会をもう密にやっていくということについて、どういうふうにお考えを持ってるか、ちょっとお尋ねしたいと思うんですね。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

委員の方から素晴らしい提案をいただいたところなんですけども、やはり町の職員の技術レベルで、なかなか農家の指導というところまでは、これ難しいと思いますので、そこはやっぱり専門的な勉強をされてるＪＡの方の力を頼るところになるのかなと思っております。あと今町でやってる取り組みとしては、農業の後継者会等に助成をして、その中で研修等を行っていただくということは一定しております、そういった中で専門的な分野の中で協議を、協議というか研修等を進めていければなというふうには思っているところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

町の存在っていうのが、もうみんな縦割り行政で、もちろん結局皆さん一般職で雇われてきたわけですから、専門知識がないと思うんですよ。もちろん専門知識がないから、その人たちを長与町の経費で何とか雇って、そして、その中で勉強をさせていくと。これが一つの農協ということがあるんだけど。農協は、今もう農業者にお金を貸したり肥料とかそういうものの流通形態をつくってやっていると、そういう状態が今主なんですよ。だから専門的な技術員をやはり行政でもやっぱり雇うか、こちらに来ていただくかして、そして、その中でやっぱり勉強会をしていいものを作っていくと。そういう努力をしないと今後、行政体の今の予算組みとか、そういう分じゃもうどうもならないんですよ。だからこれを今僕が言ってもそれは行政すぐ対応できないかもしれない。みんな専門知識ないわけだから。しかし、これを構築、作っていくということはできるんですよ。そういう1つのセクションをつくって、農協と組んで、そして、農業者の方に勉強していただくとか。そして先ほどの要は何ていうのかな。総合計画の畑総の計画は、要は結局こちらの方から経費を出してやれるわけですから、その土台づくりはこっちでできるわけですからね。やっぱりそういう努力を私はするべきだと思っています。これについては先ほど部長も努力しますということですから、もうその辺を一つの意見として取っとってください。

○委員長（中村美穂委員）

山口委員。

○委員（山口憲一郎委員）

私も農業ですので、農業の立場から言わせてもらいます。今、竹中委員が言われることは、本当にもっとも私的には嬉しいことであります。ただですね、今技術員っていうことも出ましたが、なかなか今そういった技術員もなり手が少なくなりまして、各農協が確保に苦慮しているところもあるわけでございますけども、ただ、今、行政と農協と連携をしながら、そういったおいしいミカン作りについては、月2回ぐらいは研究会ということで、全体の勉強会というのは、年に1回ぐらいしかありませんけども、やはり随時ですね、そういった連携としての勉強会はしておりますけども、なかなか今農協も長与単独で販売をしているわけでもありませんので、長崎せいひという長崎全体がやっぱり一緒になって、ミカンも今までは長与だけ単独、そしてまた合併が5農協になって、そういった中でいろいろな味のミカンが寄ってくるわけですね。なかなかその特徴がやっぱり昔としたら長与の特徴はもう消えてしまってる状況もあるわけなんですよ。そういった意味では竹中委員が言われたように、やっぱりこれを継続してもっとレベルを上げながら行政を先頭になってやっていってもらいたいというのは、私の生産者の望みでもあります。そしてまた今遊休農地、またちょっと変わりますけども、遊休

農地に対しても、やはり今青年部の皆さんも意欲がある人もおるわけです。やはり何ていうかな、遊んでいる農地をお借りして基盤整備をして、1反でも少しでもこうそういう遊んだ農地を開発をしてしようという人もおられるわけでございますので、その人たちに対しても意欲を失わななと、先ほどの基盤整備にしてもやはり予算がないないということじゃなくて、努力をしてもらってるのは、私も行政側、分かっておりますけども、やはり使い切っていないときもあるわけですね。そういったときには、やっぱまたちょっと違った方向で農家を助けるというあれじゃなかつですけど、援助をしていただけのような方法をとっていただきたいなと思っております。新規就農についてもやはりなかなかこう何て言いますかな、なり手はおりません、もう募集はなかなかおりませんけども、やはりある程度ハードルを持ちながらはやっぱり必要かと思っておりますので、ぜひ、ただ新規就農の実績づくりだけでなくですね、そういった方向でしていただきたいなという思いがしておりますけども、その辺についてどう思われておられるか、お聞きをいたします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

町の方で新規就農に特化した補助金というのが、今のところその経営開始資金と発展支援事業、施設の導入の補助はございますけども、その他、今実際の就農相談とかの部分やそういうトレーニングファーム、しっかり今回新しくできた取り組み等ございますけども、そのあたりをやはりもうどう今農業に興味を持ってらっしゃる方につなげていくかというところが、まずは一番大事なところじゃないかなというふうには考えておりますので、まず、そういうところからまず長与町の農業にどう興味を持ってもらうか。その取り組みをどうやっていくかっていうところを考えていきたいというふうに考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

岡田委員。

○委員（岡田義晴委員）

1点だけです。さっき竹中委員の圃場整備については、非常に勉強になりまして、ただ私の理解が圃場整備をするというのは、もちろん行政のあれですが、第一義的に農家がぜひこの所を圃場整備をお願いしますというふうなものが先かなという認識ですが、そしたらやりましょうか。要するにば一つと圃場整備しましたよっていうことで頑張ってくださいね、じゃなくて、そういうふうな農家の声がなかなか私聞こえてこないものですから、そのあたり温度差というか、その農家がどのように圃場整備を本当にお願ひ、期待をして、そして、そのやっていくっていうふうな気持ちっていうのはなかなか見えてこないんですが、そのあたりどういうふうにつかまれているかですね。ちょっと教え

ていただければ。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

委員おっしゃられる圃場整備ですけども、樹園地等であれば今耕作放棄地の問題もありまして、昨年度、農業委員等も地域計画の中で地図等をつくっていく中で、耕作放棄地が固まっている所とかの方が、そういう基盤整備事業を進めるなら逆にしやすいんじゃないかっていうようなお話もありましたし、実際営農してる方が、やはり自分ができる限りはもうここでやりたいとかっていう、自分があと数年できるならこの園地はやっていきたいとか。ちょっとそういう方も多くいらっしゃると思いますので、ある程度一定地域でまとまっていたかかないと話が進んでいかないうような面的な整備になりますので、小規模基盤整備事業であれば自分が持ってる面積だとか、ちょっと近くの方同士で進めていけるっていうところもありますので、ちょっと大小をですね。制度をうまく国庫補助事業で大きくやれないのであれば、町の方の小規模な基盤整備事業を充実させるとか。そういう施策が必要ではないかと考えています。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

すいません、僕も一つ。今の岡田委員が言われたように、私は考え方とすれば、もちろん地域の方が地主だから、地主のものを勝手にこっちはできんわけだけど、まず企画を作って今の農業者の方はもう高齢化の方で、それともうきついし、あまりもうやりたくないというのが、これはもう本音ですよ、はっきり言ってね。だからこっちで企画を作っていったいいかがですかという、その攻撃のやっぱりことやらないと、受け身でやってもそれはもうなかなかやれない。はっきりいって。ですからこの分、結局農業者は今山口委員とかいろんな形で土地をお持ちの方がいらっしゃる。やっぱり土地というのは、昔から自分のものでもう大切なものなんです。しかし、それを説得していい企画を持っていけば乗ってくるんですよ。しかし、通常の企画であれば、「いやもうそこまでせんちゃよか」とか、「もう年やし、もう後継者もおらんけんよか」と、こういう話しかならんとですよ。だから、行政で企画を作ると、そして、皆さんにお願いして協議をすると、そして作っていくと。要は結局、通常の結局何ていうんでしょうか。収用法みたいな高田南であるとか、西高田線みたいに要は結局ある所の立ち退きをして交渉をしていくわけですよ。そこまではするしかない。農業者というのは自分が利益になればいいし、うまく使えればいいわけだから。まず企画を作ると、その企画を作るにあたりですね、やっぱり大学にも農学部っていうのはたくさんいますよ。私のちょっといいところにも農学生がいるんですよ。やっぱりいい知恵持ってるんですよ。だからそういう人

たちの話も聞きながら、まず企画を作ると、これでどうでしょうかということね。ただ、それはもちろん地主がいるわけですから、それは難しい問題が出てくると思うけど、やっぱりいい企画をすれば必ず向こうは乗ってくる。そうしないともう農業は今からできないと思う、そういうふうに思ってます。これはもう一つの私のアイデアです。よろしくお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

すいません、ちょっと今の同僚委員の繰り返しになってしまうかもしれないんですが、ちょっとこの機会です。私も長与町は以前からミクンをキャラクターにしたりです、ミカンが名産というのを対外的にうたいながら何か農家が減っていくのに任せてるというようなイメージがあって、その農業をどう捉えてるのかなという思いがあるんですよね。時津と違っていわゆる工業とかがない中で、今減ってるとはいえ400戸も経営農家いらっしゃる。そしたらやっぱりミカンを名産地としてうたってる以上は、行政がそれを維持するといひましようか、盛り上げていく。やっぱりそれも行政の仕事だと思うんですよね。それでこういう人口減少とか担い手不足でミカンに限らずですけど、農家が減っている自治体っていうのは、もう日本にたくさんあると思うんで、ただ、その中で時々この雑誌とか新聞を見ると、復活させたとか、そこに自治体の職員の尽力があったとかっていう話は、結構あるんですよね。なので、例えばそういうところをまめにどうやってそんなに1回減ってきた農家を盛り上げたのかとか、ぜひ視察に行ったり直接その手法ノウハウを聞いてやっぱりそれを取り入れて、こういうのをやりませんかとか。それこそ例えばミカン祭りとかですよ。何かこう長与はミカンなんだと、そういうのをやるのが投資というか、産業を盛り上げる行政の予算の使い方かなと思うんですよね。そういう何ていうんでしょうね、視察なりもっと積極的にやっていくべきだと思うんですが、いかがでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

山崎部長。

○建設産業部長（山崎禎三君）

今日はもう大変何ですかね、なんか後ろから背中を押していただけるような発言が多くて、大変うれしくまた困っております。確かに委員おっしゃるとおりですね、そういった成功事例とかいうのがあるのだろうというふうに思っておりますが、私自身はまだその辺は全く把握をしておりません。ですので、そういう先進地の研修という形かどうか分からないんですけど、情報収集とかそういった研究につきましても、今後もまたアンテナを伸ばしてやっていきたいというふうに考えてます。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

ないようでしたら、次には漁業の質疑を受けたいと思います。質疑はありませんか。

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどナマコについては、もうほとんど取れなかったと、去年ですね。ということでしたけども、まずその今の時点で原因とかっていうのは何らかあるんでしょうか。その何ていうんですかね。もちろん漁協の意向ではあるとしても、3月に親ナマコを600キロ入れた、ただ原因が分かってないと。それも果たして効くのかっていうのは分からないような気がするんですよ。そのあたりどう考え、原因等はどうか考えられてるのかというのはお願いします。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

原因についてはですね。ちょっと県等にもお話はさせてもらってるんですけど、ちょっと公式な見解っていうのは出てないんですけど。担当者の方とかですね、県の漁業関係者の方々とお話をする中で、ちょっと非公式な情報ではあるんですが、やはり一番大きいのは貧酸素が原因じゃないかということで、大村湾自体が早岐の方から外海と出入りがあるということでですね。そこからの海流で沿岸部についてはある程度一定海流があるんですけど、湾の中心部に夏場に貧酸素層が固まってくるという特徴があるらしいんですね。それが風向き、その後の風向きで湾内で移動をすると、それが今回は南部の方に移動したんじゃないかというふうな想定が一番何ていうんですかね。他の事象と比較しても説明がつくような現象じゃないかなというふうに今話がちょっとあつてるところです。あくまで非公式なところではあるんですけども、今回の親ナマコの放流については、やはりもう全然ナマコがいないという状況でありまして、ナマコの産卵期というのがこの3月末から5月ぐらいにかけてということと、獲れる期間というのが3月末までということで、漁獲の制限期間がありますので、そこを踏まえたところでも緊急的に放流をして資源確保に努めましたというところでございます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

先ほどの1枚目の資料の一番下の漁業の漁獲高と額ですけど、先ほど漁獲高が令和5年で8.1トン、6年は半分のぐらいというようなご説明だったと思うんですが、この半分というのは4トンぐらいですけど、これは丸々そのナマコの分と考えていいんでしょうか。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

減った漁獲高についてはナマコだけじゃなく他の魚類も入っていると。漁協の漁業者の方ともお話をする中では、やっぱり魚の数全体が少なくなったっていうようなお話は聞いてます。

○委員長（中村美穂委員）

八木委員。

○委員（八木亮三委員）

よく海底耕うんっていうのをやられてると思うんですけども、これは何ですかね、効果っていうのは、このナマコとかの減少についても、これを例えば回数を増やしたら効果がありそうとか、海底耕うんっていうのは、その目的とちょっとそのナマコの減少とかに影響することなのか、ちょっと教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

海底耕うんはもう文字どおり海の底を耕す船で耕す機械を入れて引っ張って耕すんですけども、行っているのがちょうど長崎空港ぐらいを一番大体南側にして、大村湾の中心部ですね。3.3キロ掛ける横が3.3キロ、東西ですね。南北が10.4キロぐらいの範囲を耕うんをしています。目的としてやはり貧酸素層が堆積しますので、そこでやっぱりそういう底質になると。そこをやっぱり耕して、好気的な環境をつくるという目的があります。実際やってるのが6年度は2月の末から3月にかけて行っているところで、年に1回ですね、やっております。一定効果はあると思うんですけども、なにぶん広い区域であったりすると、費用的な面でも各市町負担したりしてやっているところではあるんですが、今の環境保全会というところで各漁協が集まってやっていただいてますが、一定効果はあるかと思いますというところです。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

松林委員。

○委員（松林敏委員）

この表の一番下の漁協長与支部漁獲額が720万円ということで、これナマコって以外と漁協を通さないで販売してる人が多いのかなと思ってまして、大体いくらぐらいつとか経営されてるのかどうかっていうのが1点と。あと今、橘湾からナマコを仕入れて放流したということで、2年間休むってことになるのかなと思うんですけど、という説明だったと思うんですけども、その間に漁業の人が離れてしまわないとか、その辺のサポートみたいなものがあるのか教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

もう放流したナマコは、区域を限定して放流をしまして、その区域を禁漁区という扱いで2年間ほどを育成とモニタリング等をやっていくということで、漁協からは聞いてます。その他にも通常やってる種苗放流事業等は、継続しながらやってはいくところでございますが、あと今ちょっと取れなくなってる期間の補償等については、今のところそういう手当てというのは考えておりません。

○委員長（中村美穂委員）

松林委員。

○委員（松林敏委員）

補償とかいう感覚じゃなかったんですけど、何か県の方とかで何かあるのかなと思ってちょっと聞いたところなんですけど、ナマコの売上高自体はこれが720万円というのが、正って考えられてるのかどうか、まず教えてください。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

これ今頂いている資料は漁協の長与支部のもので、長与支部を通して出たものはここに上がってくると。ただ漁民の方がですね、漁業者の方が直接通さずに売ってるっていうことになる、ちょっと把握ができてない部分もあろうかなとは思いますが、直接そういうふうに大量に扱ってるような方は今の漁業者の方ではそういらっしゃらないのかなとは考えてますけど。

○委員長（中村美穂委員）

竹中委員。

○委員（竹中悟委員）

あの、もう話を聞いてるとね、もう非常にレベルが低い補助金の個人的なやつばかりなんだけど。この大村湾の閉鎖的の海域の中で今から漁業をやろうとするのであれば、やっぱり戸石でやってるような養殖をやるとかね。それから今結局、関西大学とかがやってる要はその工場の中でマグロを育てるとかね。そういうふうなアイデアというのがほとんど出てこないんですね。もちろんこれは漁協あつてのことなんだけど、この企画なんかも、もうさっきの農業と一緒にね、やはりその企画を作っていくということですね。だから農協、それから漁協含めた中で、そういう話し合いを蜜にして、もう今は結局、海で泳いでるものを取るんじゃなくて、こちらで育てるという方にもうみんな方向進んでるんですよ。昔は、日本人だけしか刺身は生物は食わなかったんだけど、今寿司があつて世界中全部食ってるから、やっぱり大きな国は全部そういう獲ってしまうんですよ。だからこちらでやっぱり閉鎖的な水域の中で何ができるかというね、養殖の方ですね、それをやっぱり考えていく。その企画力ですね、そういうのをぜひ行政として、これもあなたたち専門家じゃないから分からないかもしれないけど、やっぱり提案をし

て、そして補助金が取れる。補助金が取れるっていうのは、行政からしか取れないわけですからね。そういうのを含めた中で検討をしていただきたいとそういうふうに思うんですね。これについても一言頂きましょうかね。

○委員長（中村美穂委員）

永石課長。

○産業振興課長（永石大祐君）

委員おっしゃられるように、やっぱり狭い大村湾の海域の中で、自然にいる魚だけを獲っていくってなるとやっぱり限界がありますので、当然養殖については、漁業を産業化する上では重要な取り組みだと考えてます。今ですね、養殖につきましては、ちょっと事業体が一社、カキの養殖等に取り組みたいということで、漁協とも連携して進められておりまして、養殖については今できる範囲というのが、何か許可が取れてるそうなので、そこを一部漁協と協力し合って、カキの養殖を始めるということで聞いてます。うまくいけば規模を拡大していきたいということを聞いてますので、そこはうまくいけばいいということで、こちらの方も何かしらの支援というのを考えていきたいと思っております。

○委員長（中村美穂委員）

他に質疑はありませんか。

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

以上で産業振興課の質疑を終わります。お疲れさまでした。

暫時休憩いたします。

（暫時休憩）

○委員長（中村美穂委員）

休憩を閉じて委員会を再開いたします。

お諮りします。本日2つの所管事務調査を行いました。その中で産業振興課所管分の本町の農業と漁業の現状についての件は、閉会中の継続調査とすることにご異議はありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。よって、本所管事務調査は閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。以上で、所管事務調査を終了いたします。

本日はこれで閉会いたします。

（閉会 12時13分）